2　医療観察訪問看護管理料
イ　月の初日の訪問の場合　730点
ロ　月の2日目以降の訪問の場合（1日につき）　295点
注1　医療観察訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護事業型指定通院医療機関が、通院対象者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書を法第106条による精神保健観察を担当している保護観察所及び通院対象者通院医学管理を実施している指定通院医療機関に対して提出するとともに、当該通院対象者に係る訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度、所定点数を算定する。
注2　医療観察訪問看護管理料は、1月に12日までを限度とし、算定する。
3　医療観察訪問看護情報提供料　200点
注　ケア会議に訪問看護事業型指定通院医療機関の職員が出席し、法第91条の規定に基づき通院対象者の適切な処遇のため精神障害者の医療、保健又は福祉に関する機関との連絡調整を行うため、保護観察所を含む関係機関に対して通院対象者に係る看護又は療養上必要な指導についての情報提供等を行った場合、ケア会議の開催の都度、算定する。

○厚生労働省告示第百三十九号

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

第一　国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所入院入所規程（平成三年厚生省告示第百七十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「国立高度専門医療センター及び」及び「入院」を削る。

第一条中「国立高度専門医療センター又は」及び「（以下「センター等」という。）」を削る。

第二条の見出し中「入院又は」を削り、同条中「センター等」を「国立ハンセン病療養所」に改め、「入院又は」、「入院申込書又は」及び「国立高度専門医療センター総長又は」を削り、「「総長等」を「「所長」」に、「当該総長等」を「当該所長」」に改める。

第三条を削る。

第四条中「総長等」を「所長」に改め、同条を第三条とする。

第五条を第四条とする。

第六条中「センター等」を「国立ハンセン病療養所」に、「総長等」を「所長」に改め、同条を第五条とする。

第七条を削る。

○厚生労働省告示第百四十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第1項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成二十年厚生労働省告示第三百八十四号）の一部を次のように改正し、平成二十一年度分の補助金等に係る財産から適用する。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表補助金等の名称の欄中「ワクチン製造設備整備費補助金」を「ワクチン製造設備整備費補助金　先端医療開発特区設備整備費補助金」に、「国民健康保険団体連合会等補助金　介護老人福祉施設等整備転換事業費補助金」を「国民健康保険団体連合会等補助金　介護老人福祉施設等整備転換事業費補助金　高年齢者就業機会確保事業費等補助金　子ども手当準備補助金」に、「高年齢者就業機会確保事業費等補助金」を「高年齢者就業機会確保事業費等補助金　成果重視事業マンモグラフィ緊急整備事業費補助金　児童虐待防止対策設備整備費補助金」に、「成果重視事業マンモグラフィ緊急整備事業費補助金」を「成果重視事業マンモグラフィ緊急整備事業費補助金　精神障害者措置入院費負担金　精神障害者措置入院費等負担金」に、「身体障害者保護費負担金」を「身体障害者保護費負担金　介護従事者処遇改善臨時特例交付金　地域活性化・公共投資臨時交付金」に改める。

○厚生労働省
環境省告示第四号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、トリクロロエチレン若しくは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める製品でトリクロロエチレンが使用されているもの又はテトラクロロエチレン（クリーニング営業者に係るものを除く。）若しくは同令第五条に定める加硫剤、接着剤（動植物系のものを除く。）、塗料（水系塗料を除く。）、洗浄剤（クリーニング営業者に係るものを除く。）若しくは繊維製品用仕上加工剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針を次のように定めたので、同項の規定に基づき公表し、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から適用し、トリクロロエチレン又はクリーニング営業者以外の事業者に係るテトラクロロエチレンの環境汚染防止措置に関する技術上の指針（平成元年厚生省通商産業省告示第七号）は、平成二十二年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆
環境大臣　小沢　鋭仁